

# 奈良市文化振興計画（第2版）

平成 年 月 奈良市

# 計画がめざすもの

## 市民文化の振興—市民が主役・文化のまちづくりをめざす

奈良市には1300年にわたり先人たちに培われ守り伝えられてきた有形無形の文化の厚みがあります。それらは人々によって今日まで継承され、日本人の精神構造の奥深い部分を形作ってきました。

この計画は先人たちが担ってきた奈良市の持つ素晴らしい文化を、今の私たちが深く理解し、誇りを持ち、次代につなげる意欲を喚起するものとなることをめざします。

また、現代の私たちには等しく文化を享受する権利があり、市民一人ひとりが文化の主役です。この計画は、文化の担い手となる市民の文化への関心を高めるきっかけとなるとともに、市民が文化活動の主役として文化の重要性を認識しながら、文化に親しむことによって、市民の主体的な創造性を引き出し、本市の文化を振興していく指針となることもめざしています。

## 都市文化の振興—奈良市固有の価値を高め、都市格を上げる

奈良のアイデンティティーを明確にし、都市としてのブランド価値を高める都市政策としての文化行政を推進していくためには、創造都市政策など、政策の重点を明確にした戦略的な展開が求められます。

この計画は奈良を世界に発信することのできる文化資源を最大限に活用し、国際文化観光都市奈良の都市固有の価値を高める、すなわち奈良市の都市格を上げていくことをめざします。

# 市長挨拶

平成26年 月

奈良市長

仲川 勝元

# 奈良市文化振興計画

## 目 次

1. 奈良市文化振興計画の改訂について	1
2. これまでの経緯	1
文化芸術振興基本法の制定	1
奈良市文化振興条例の制定	1
奈良市文化振興計画推進委員会	2
奈良市文化振興計画策定の意義	2
文化行政の流れ	2
基本的な考え方	3
3. 奈良市文化振興計画の位置づけと期間	3
4. 奈良市文化振興計画推進委員会	5
5. 計画の構成	7
6. 計画の内容	8
(1) 市民の文化に対する意識の高揚に関すること。	8
(2) 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。	11
(3) 地域の文化財の保存及び活用に関すること。	14
(4) 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。	17
(5) 文化を担う人材の育成に関すること。	19
(6) 青少年の文化活動の支援に関すること。	21
(7) 学校教育における文化活動の支援に関すること。	22
(8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。	24
(9) 文化に係る交流の促進に関すること。	26
(10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。	28
(11) 地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する 文化活動の促進に関すること。	30
(12) 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。	32
(13) 人権の尊重につながる文化活動の推進に関すること。	34
(14) 文化の振興と経済との連携に関すること。	37
(15) 文化活動における情報通信技術の活用の促進に関すること。	39
(16) 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。	41
(17) 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。	42
(18) その他文化の振興に関する重要事項	43
参考資料	44

# 1 奈良市文化振興計画の改訂について

奈良市は平成21年3月に奈良市文化振興計画を策定し、文化や芸術に関する総合的かつ体系的な施策を推進してきましたが、計画策定時から5年が経過し、社会をはじめ、本市を取り巻く状況は大きく変わりました。

依然文化をめぐる環境は厳しいものがありますが、2010年（平成22年）に平城遷都1300年祭が開催され、奈良市の持つ文化遺産や文化力の層の厚さを再認識することができました。また市民の草の根の力によって文化を盛り上げていこうという機運が高まりました。

一方で、翌23年に発生した東日本大震災は被災地から遠く離れたここ奈良においても、未だ暗い影を落としています。しかしながらこのような状況下においても、被災地での文化的な支援によって、被災者は前向きに生きていこうという思いを強くしたと言われています。

こうした観点を改めて捉えながら、これまでの計画の成果を継承しつつ発展させ、新たな課題や市民意識の変化に対応した内容とするため、改訂を行うこととしました。

改訂にあたっては、これらの文化振興を取り巻く社会的変化や第4次奈良市総合計画等を踏まえることとしました。

市民参画と協働の理念や文化の重要性に対する認識、『文化による新しい公共』づくりなどの基本的な考え方については、引き続き踏襲しています。

# 2 これまでの経緯

## ■ 文化芸術振興基本法の制定

平成13年に議員立法により「文化芸術振興基本法」が制定されました。その中で地方公共団体の責務として「第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とうたわれています。また、地方公共団体の施策として、「第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。」とし、地方公共団体が文化振興のための施策を総合的に推進するよう促しています。そのため、法律の施行後は、全国各地で地方公共団体レベルでの文化振興に関する条例やビジョンなどの策定の動きが広まりつつあります。

一方、ここ数年の地方公共団体の文化政策を巡る状況は、財政難を反映して厳しいものがあります。しかし、文化的な活動から得られる所産は短期間では目に見える効果を示すことが困難であり、他の行政分野で行ってきた評価の指標では計りきれないものです。文化領域において、行政は長期的な視野に立って、保存、育成、少数のニーズへの対応など、民間では対処できない部分を補完する役割を担うことも求められています。

## ■ 奈良市文化振興条例の制定

こうした状況を踏まえ、奈良市では平成17年度から文化振興条例の制定に着手しました。この条例を多くの方々の意見を取り入れて作るために、条例制定のための検討委員会を設置し、様々な専門分野で活躍されている学識経験者をはじめ、文化の力でまちを元気にしようと考えておられる2名の

市民公募委員に参加していただき、活発な論議を交わしていただきました。4回の論議を経て中間報告をまとめ、それをパブリックコメントに付すとともに市民意見交換会を開催し、直接市民の方々の意見を聴き、ここで得られた意見を5回目の検討委員会の会議で検討した上で、最終提言をまとめいただきました。

奈良市ではこの提言に基づき条例案を作成し、平成19年3月議会の議決を経て、平成19年4月に「奈良市文化振興条例」を施行しました。

## ■ 奈良市文化振興計画推進委員会

奈良市文化振興条例は第8条で、「**文化の振興に係る計画の策定及びその推進のため、奈良市文化振興計画推進委員会を設置する。**」と定めています。これに基づき平成19年7月に委員会を設置しました。

## ■ 奈良市文化振興計画策定の意義

人々の心の中に豊かな人間性を育み、相互に理解し、尊重し合う土壤を提供するのは文化であり、文化はまちの活性化に大きな役割を果たします。奈良市は世界に誇る文化遺産の宝庫であり、日本の伝統文化が息づくまちです。奈良市にとって文化はまちづくりの核として最も大切な役割を果たすものです。

奈良市文化振興条例では文化による薰り高いまちづくりをめざして、第7条で18項目の基本方針を挙げていますが、それぞれの項目について具体的な施策につなぐための計画が必要になります。文化の担い手は市民であり、市民と行政が手を携えて文化によるまちづくりを進めていくために、両者が協働で条例の精神を活かした計画の策定に取り組むことに大きな意義があります。

## ■ 文化行政の流れ

日本経済は昭和30年代から40年代にかけて、飛躍的な成長を遂げました。この高度経済成長期を経て、日本は戦争の荒廃や混乱から見事に立ち直りました。しかし、一方で公害や人口の都市への集中、環境問題など、経済至上主義の影で様々な問題を産み出しました。その結果、人々の心の中には「モノの豊かさ」から「ココロの豊かさ」への意識の変化が生まれ、1970年代には「新しい文化行政」が提唱されるようになりました。それまでの日本の文化行政は、教育委員会による文化財保護と、芸術鑑賞の提供などが主なものでしたが、地域の風土と歴史に根ざした文化行政を行うべきだと考えられるようになったのです。地方行政において、文化振興の担当部局をそれまでの教育委員会から、首長部局に置く自治体も増え、政策として総合的な文化振興施策が進められるようになりました。1980年代には、「地方の時代」「文化の時代」が盛んに提唱されるようになりました、地域の固有なものや、日々の暮らしに密着した日常的なものにも目を向け、地域の文化を守りながら新たな文化を創造していくとする動きが大きくなりました。そして、住民生活に即した文化的環境の充実を行う行政が、新しい時代の文化行政だとされるようになりました。しかし、1980年代の文化行政は、音楽ホールや美術館などの文化施設の建設に代表されるハード面の整備に力点が置かれ、ソフト事業も鑑賞型のものがほとんどでした。

1990年代に入ると、これまでの施設整備に偏っていた政策への反省から、様々な試みがなされるようになりました。地域の個性化に役立つ創造的な事業への取り組みや、まちづくりの核として文化政策を掲げる地方自治体も増えてきました。文化行政は行政が市民に提供するという一方的な施策ではなく、個性的な地域づくりの戦略として位置づけられるようになりました。

## ■ 基本的な考え方

文化行政を推進するにあたっては、行政の自己革新が必要不可欠となります。それは、行政独特の風土や行動様式を市民の感覚で問い合わせし、職員一人ひとりの意識改革をとおして行政の自己改革をめざす永続的な取り組みであると言えます。すなわち、行政自身が市民文化の視点で仕事をするということです。具体的な仕事の中で、市民の生活をどこまで考慮しているか、市民と向き合っているかが問われます。行政は、できるかぎり市民の生活様式に即した、わかりやすい言葉で施策を表現し、市民の声に耳を傾けていかなければなりません。そして行政だけで施策の立案や実施を行うのではなくて、市民参画の理念を積極的に取り入れることが必要です。

一方、これには市民の意識改革も求められます。市民が市政に対して関心を持ち、目的意識と責任を持ち、政策立案に参画するという姿勢が不可欠です。

このように、市民と行政が『文化による新しい公共』づくりをめざし、ともに意識改革を行い、「市民参画と協働」により政策を実現していくことによって、文化行政を推し進めていかなければなりません。

この奈良市文化振興計画の策定に当たっては、市民の参画による委員会を設置し、幅広い分野から参加いただきました。行政側においても、市役所全ての部課が文化政策担当課であるという考え方の下に、計画策定に取り組みました。

## 3 奈良市文化振興計画の位置づけと期間

奈良市では、市政運営の根幹となるまちづくりの目標として総合計画を定めています。現在の第4次総合計画は平成24年2月に策定され、奈良市がめざすべき都市像を「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」とし、平成32年度を目標年次としています。この中で、文化振興にかかる基本方針は下記のとおりです。

第4次総合計画の基本理念に沿いながら、平成21年4月1日から平成33年3月31日までを、奈良市文化振興計画の期間と定め、計画の実施に努めています。

### 「奈良市第4次総合計画」（抜粋）

#### 第2章 教育・歴史・文化

##### 基本施策 2-05 文化振興

###### 施策を取り巻く現状と課題

###### 現 状

- 国際化、情報化、科学技術の発達をはじめとする急激な社会構造の変化により、市民の価値観やライフスタイルがますます多様化しています。また、少子高齢化社会の進展は、地域文化の実践を担う成人の高齢化とそれを受け継ぐ子どもたちの減少など、地域文化の継承と創造に支障が生じることが心配されています。

- 施設整備を中心とした文化行政から、地域への誇りと愛着を育む「まちづくりの核」としての文化行政を推進する地方自治体が増えてきています。
- 本市では2007年度（平成19年度）に奈良市文化振興条例を施行し、2009年度（平成21年度）には奈良市文化振興計画を策定し、文化振興に取り組んでいます。

#### 課題

- 本市には、奈良時代から様々な変遷を経ながらも連綿と受け継がれてきた文化の蓄積があります。これらを守り、後世に伝えていくことは私たちの使命であり、先人の培ってきた文化の礎の上に新たな文化を育み、交流し、発信していく必要があります。
- 文化の担い手は市民であり、市民と行政が手を携えて文化によるまちづくりを進めていくために、両者が協働でまちづくりに取り組み、積極的な連携を図る必要があります。

#### 施策の目標

奈良時代から受け継がれ培ってきた文化の礎の上に新たな文化を創造し、発信することによって、本市への誇りと愛着を育み、国際文化観光都市としてふさわしい魅力あるまちづくりを目指します。

#### 施策の展開方向

##### ①文化の発信と交流

- 市民参画と協働により、計画的・積極的に文化行政を推進します。
- 市民の文化活動・芸術活動の場の提供や市民が文化に接する機会の拡充に努めます。
- 幅広い文化情報の発信と交流ができるシステムの構築と運用を行います。

##### ②市民文化の創造

- 市民の自主的で創造的な文化活動を支援します。
- 文化施策の評価制度を構築します。

- 文化活動に功績のあった人を顕彰するための仕組みづくりに取り組みます。
- 文化を担う若手芸術家やその活動を支えるスタッフ・ボランティア等の文化に関わる人材を育成します。

##### ③伝統文化の普及と継承

- 伝統文化の普及のために、市民が伝統文化に触れる機会を提供する等の支援を行います。
- 伝統文化の継承のために、後継者の育成に努めます。

## 4 奈良市文化振興計画推進委員会

本計画の策定にあたって、下記の方々にご参画いただきました。

第1次奈良市文化振興計画推進委員会名簿（敬称略、五十音順）  
(平成19年度～平成20年度)

	分 野	氏 名
委 員	音 樂	五十嵐 由紀子
委 員	公 募	池 田 恵 次
委 員	学 生	神 戸 美 音
委 員	伝統芸能	金 春 康 之
副 会 長	生涯学習	阪 本 美枝子
委 員	美 術	白 石 道 夫
委 員	公 募	高 天 信 明
委 員	文化財	川瀬 嘉 裕 (平成19年度)
		千鳥 祐 兼 (平成20年度)
会 長	地方自治	中 川 幾 郎
委 員	都市計画	細 田 茂
委 員	古典文学	堀 井 幸 子
委 員	経 済	松 森 重 博
委 員	市民参画	山 下 喜 明

### 《事務局》

企画政策課	環境保全課	財 政 課	市民参画課	生涯学習課
人権啓発課	福祉総務課	観光企画課	国際交流課	商工労政課
都市計画課	景 觀 課	文化財課	学校教育課	

文化振興課（総括担当）

また、本計画の推進にあたっては、下記の第2次、第3次の委員会で検討を進めています。

### 第2次奈良市文化振興計画推進委員会名簿（敬称略、五十音順）

(平成21年度～平成23年度)

	分 野	氏 名
委 員	公 募	池 田 恵 次
委 員	文化団体	阪 本 美枝子
委 員	学識経験	柴 田 翠
会 長	学識経験	中 川 幾 郎
副 会 長	学識経験	萩 原 雅 也
委 員	文化団体	細 田 茂
委 員	公 募	山 下 恒

《事務局》 文化・スポーツ振興課（平成21、22年度）  
文化振興課（平成23年度）

### 第3次奈良市文化振興計画推進委員会名簿（敬称略、五十音順）

(平成24年度～平成25年度)

	分 野	氏 名
委 員	文化団体	倉 橋 みどり
会 長	学識経験	中 川 幾 郎
委 員	文化団体	中 野 聖 子
副 会 長	学識経験	萩 原 雅 也
委 員	公 募	村 内 俊 雄
委 員	公 募	山 下 恒
委 員	学識経験	山 下 里 加
委 員	文化団体	山 本 あつし

《事務局》 文化振興課

## 5 計画の構成

奈良市文化振興条例では第7条で（1）～（18）の項目について、その基本方針を定めることとしています。この計画はその「**基本方針**」を定めるとともに、それぞれの項目に対する「**現状と課題**」を取り上げ、これから取り組むべき「**施策の概要**」を挙げています。

そして、これらの施策が具体的にどのような形で現在実施されているか、またされようとしているかを説明するために「**事業の具体例**」を掲載しています。

## 6 計画の内容

### (1) 市民の文化に対する意識の高揚に関すること。

#### 基本方針

文化は人生を豊かにし、生き生きとした魅力あるまちづくりに欠かせないものです。文化の醸成には時間がかかり、すぐにはその効果は表れません。しかし、長い目で見ると大きな効果を生み、経済、福祉、教育、観光など多くの他の分野に及ぶものです。短期間で効果が表れるものではなく、長期的な展望に立った施策が必要です。文化には様々な社会的価値を生み出す大きな力があることを市民が認識できる施策を展開します。文化の担い手は市民であり、市民一人ひとりが主役であることを認識し、主体的に取り組む機会を充実させます。また、奈良市は世界に誇る歴史都市であることを市民が自覚し、誇りに感じることができるような取り組みを進めます。

#### 現状と課題

日本経済は依然厳しい状況にあり、文化政策は過酷な環境の中にあります。また、千年に一度と言われる未曾有の大災害であった東日本大震災は未だ日本に暗い影を落としています。

文化は、お金や時間がある人のためのものだという考え方がある一方で、だれもが文化的な生活に参加する権利を持っています。また、現在の危機的な状況においてこそ「文化の力が被災者にとって、復興に向けて前向きに生きていく原動力となった」と、文化・芸術活動の果たす役割の重要性が再認識されました。

奈良市においては、文化の振興がその個性を磨き、まちの活性化につながるということへの理解を引き続き促す必要があります。そして、常に新しいものを生み出す先端文化の発信地奈良として、伝統文化とのコントラストを際立たせた都市経営戦略を打ち立てる必要があります。

#### 施策の概要

- ① 市民が主役となる文化事業の場を提供します
- ② 歴史都市奈良を国内外に発信します
- ③ 市民の文化に対する意識を高める広報活動を行います
- ④ 市民が日本のふるさと奈良を実感できる事業に取り組みます

#### 事業の具体例

##### ■ 各種コンサートを開催します

なら100年会館等の文化ホールでは、様々なジャンルの音楽のコンサートを自主事業として開催すると共に、市民の自主的なコンサートの発表の場を提供しています。

##### ■ 各種展覧会を開催します

奈良市美術館では、毎年市美術家協会会員による「奈良市美術家展」、公募展である「市展なら」を開催しているほか、市民の芸術活動の発表の場を提供しています。

## ■ 文化講演会・文化講座等を実施します

様々な分野で文化講演会・文化講座を実施しています。

### 《例》

なら100年会館……万葉・オペララボ講座、能楽みどころ講座

北部会館市民文化ホール……高の原文化講演会、高の原文化講座

入江泰吉記念奈良市写真美術館……作品解説、講演会「入江泰吉の眼を歩く」、デジタルカメラ  
教室など

杉岡華邨書道美術館……書道文化講座、列品解説講座、書道実技講座

奈良市美術館……市民実技講座（絵画・書道・彫刻・写真・クラフト・デザインなど）奈良市美術  
家協会との共催、奈良市美術館文化講座

名勝大乗院庭園文化館……講演会、庭園講座

## ■ 効果的な文化事業の広報啓発を行います

文化事業にかかる広報をしみんだより、市ホームページ、公式ツイッター、ポスター、チラシ、新聞  
や情報誌、テレビ、ラジオ放送への情報提供などにより、効果的に行います。

また、文化情報のホームページを充実させ、市民にとってより一層タイムリーでわかりやすい情報提  
供に努めます。

## ■ 質の高い文化施設の運営を行います

市民サービスの行き届いた文化施設の管理運営を行うと共に、創意あふれる魅力的な自主事業を行  
います。また、平成24年6月27日に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に基づき、文化  
施策を進めます。

## ■ しみんだよりを活用します

世界文化遺産・万葉集など奈良が世界に誇る有形・無形の文化遺産を積極的に取り上げます。

## ■ 公民館祭・文化祭を開催します

各公民館において、市民の展示、活動発表、バザーなど様々なジャンルの生涯学習の発表の場として  
開催しています。日々の活動の励みとなっています。

## ■ 日本学書展を開催します

この展覧会は、公共団体が主催する全国唯一のものとして、昭和29年以来長年にわたって、学校にお  
ける書写・書道教育の振興に大きな役割を果たしています。奈良県・県教育委員会、奈良市・市教育委  
員会が主催し、文部科学省をはじめとする各種団体の後援によって運営され、全国の学生・生徒・  
児童の書写・書道技術の向上をはかると共に創造力を養い、豊かな人間形成に役立てることを目的とし  
て開催しています。

## ■ 奈良市民文化振興基金を活用します

市では市民文化の向上を目的とする事業の推進に必要な資金を積み立てるため、奈良市民文化振興基  
金を設置しています。（奈良市市民文化振興基金条例 平成2年3月27日条例第6号）

市民の文化に対する意識を高め奈良市の文化の振興を図るため、市内外の方々から寄附金を受け付け、  
文化施策に活用します。

## ■ 奈良ひとまち大学を開催します

世界に誇る奈良の魅力を再発見し、奈良への愛着を深めることや地域の活性化を目的に、奈良市をまるごと大学のキャンパスにみたてて色々な内容の「学びの場」を提供します。

## ■ 入江泰吉旧居をオープンします

「日本人の心のふるさと」と言われる奈良大和路を約半世紀にわたって撮り続け、大和の景観を心象風景としてとらえ続けてきた写真家・入江泰吉の旧居を保存・活用することにより、文化・芸術への功績を記念するとともに、市民の皆様の奈良を愛する心を育み、文化の向上に資するため、入江泰吉旧居をオープンします。

## (2) 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関するこ。

### 基本方針

文化施設等で積極的に舞台芸術鑑賞会や美術館等での展覧会を開催し、市民が気軽に幅広いジャンルの優れた芸術に触れることができる機会を提供します。芸術文化を育むためには、芸術を創る側だけでなく芸術を鑑賞する側がその能力を高める必要があります。市民の芸術活動を活発化させることにより、芸術を市民がよく理解し、生活の中で使いこなし、生活に根付かせることができる力の育成を図ります。

### 現状と課題

市民の中には芸術鑑賞をしたいと思っても、時間が取れない、場所が遠い、育児や介護で出かけられない、きっかけがつかめないなどの理由で参加できない人も多いのが現状です。市民それぞれのニーズに合わせた芸術鑑賞の形を提供することが必要です。

### 施策の概要

- ① だれもが気軽に参加できる多様なジャンルの芸術の公演や展覧会等を開催します
- ② 各年齢層や地域に配慮した文化事業を展開します
- ③ \*アウトリーチ活動を推進します
- ④ 奈良ならではの事業を展開します
- ⑤ 分野を超えた芸術文化の鑑賞機会を提供します

### 事業の具体例

#### ■ 文化施設で多様なジャンルの鑑賞事業を実施します

多様なジャンルの芸術の公演を行う他、商業ベースに乗りにくい教育・国際交流などの公演も行います。

#### ■ 公民館で多様なジャンルの鑑賞事業を実施します

##### 《例》

季節を感じるコンサート……四季に合わせた内容のコンサートを開催しています。

心の癒しの空間づくりコンサート……地域で気軽に音楽を楽しんでもらう機会を設けています。

生きがいを生み出すためのコンサート……健康で長生きできるまちづくりをめざして、参加型のコンサートを開催しています。

#### ■ 入場料の優遇措置を行います

高齢者、障がい者、子どもには低額な料金で芸術鑑賞ができるよう配慮します。

##### 《例》

入江泰吉記念奈良市写真美術館……70歳以上の奈良市民、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者

保健福祉手帳所持者は無料

奈良市美術館・杉岡華邨書道美術館……70歳以上の奈良市民、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、16歳未満の方並びに高等学校の生徒及びこれに準ずる方は無料

## ■ 様々な年齢層に配慮した文化事業を実施します

### 《例》

「こどものためのオペラ　はじめてオペラ！」（なら100年会館）……0歳～青少年を対象としたクラシックコンサート

「老人福祉センター」での各種事業……高齢者福祉施設「老人福祉センター」でのコンサート、シルバーコーラスなど各種講座・教室、音楽療法、ふれあい事業など

高齢者学級……公民館では高齢者学級などの高齢者向け講座の中で、音楽鑑賞などの機会を作っています。

## ■ アウトリーチ活動を活発化させます

子どもたちに本物の芸術に触れる機会を提供するために、学校に出向いて芸術の授業を行います。また、芸術家が地域に出向いてコンサート等を行うことにより、市民が芸術に触れる機会の拡充に努めます。

### 《例》

「小学生のためのオーケストラ音楽教育プログラム」（なら100年会館）……小学校へオーケストラの演奏者が出かけ、音楽以外の授業の中で音楽に興味をもつききっかけを提供し、ワークショップ・ミニコンサートなどを行い音楽鑑賞、演奏へと導き、楽しみながらホールへ誘う事業を展開しています。

## ■ 奈良ならではの事業を展開します

歴史的な建物や庭園など奈良ならではの雰囲気が味わえる場所や機会をとらえて、文化事業を実施します。また奈良ならではの題材による文化イベントを行い、その資産を生かします。

### 《例》

創作ミュージカル「二月堂良弁杉」（音声館）……市民の参加により奈良に伝わる民話をもとにしたミュージカル公演を行っています。

万葉オペラ・ラボ事業（なら100年会館）……万葉集を題材としたオリジナルオペラを創作し、プロと市民と共に演の場を提供しています。また「奈良で万葉オペラを観よう！」をテーマに、芸術文化と観光による相乗効果をめざしています。

入江泰吉作品の展覧会（入江泰吉記念奈良市写真美術館）……大和の風物に魅せられ、約半世紀にわたり写真を撮り続けた故入江泰吉の作品の展覧会を開催します。

高畠芸術サロン（入江泰吉記念奈良市写真美術館）……奈良を拠点に創作活動を展開する芸術家や奈良にゆかりのある芸術を紹介します。

庭園コンサート（名勝大乗院庭園文化館）……名勝旧大乗院庭園で屋外コンサートを開催します。

観月のタベ（名勝大乗院庭園文化館）……庭園を夜間公開し、古来より観月の舞台となった庭園でお月見を再現します。

## ■ ミュージアムコンサート等を開催します

美術館などでコンサートを行ったり、コンサート会場で絵画等の展示を行うなど、異なるジャンルの芸術鑑賞を行える場を提供しています。

## ■ 地域に眠る美術作品の公開に取り組みます

学校をはじめ地域に眠る美術品を掘り起こし、公開する取り組みを進めます。

## ■ 総合福祉センター、人権文化センター等で文化事業を実施します

趣味・教養文化講座、絵画・書道などの生涯学習事業をはじめ、音楽療法、ふれあい事業などを実施します。

### アウトリーチ活動とは

芸術文化におけるアウトリーチは、芸術家（芸術団体ないし文化施設）が、市民に対して、その生活の場に出向いていって働きかけをおこなうもので、日本語で表記すれば、「芸術普及活動」あるいは「教育普及活動」と言われるものです

## （3）地域の文化財の保存及び活用に関すること。

### 基本方針

奈良市は世界に誇る文化遺産の宝庫であり、これらが市民の生活に溶け込んでいます。この心地よい生活環境を次代に守り伝えることは奈良市民の使命です。また、地域経済の活性化と文化財の保存という一見相反するテーマの調和を図り、保存と活用の両立に努め、地域の文化財の魅力をわかりやすく伝えていくとともに、それを地域のアイデンティティの核としてとらえ、一歩進んでそれをまちづくりに活用するための施策を進めます。

### 現状と課題

文化財は高い専門性のもとで保護が図られてきたため、市民には身近なものとして感じてこられなかった側面があります。よって、文化財に対する正しい認識を市民の皆様に持つもらうことが不可欠であり、また地域の文化財について誇りと親しみをもって接することができるような方策が必要です。さらに、行政による保護のための措置だけでなく、社会全体で文化財を守り伝えていく視点が求められています。文化財はいかなる時代の変化の中でも守っていくべき重要な価値を有するものであり、市民共有の文化資産として、市民生活を営むうえで、大切な基盤であることを認識できる施策を講じる必要があります。

### 施策の概要

- ① 文化財の調査事業を進めます
- ② 文化財に対する市民の理解を深めるための事業を行います
- ③ 子どもたちが文化財に親しむ機会の充実に努めます
- ④ 市指定文化財の指定を行います
- ⑤ 文化財の効果的な公開を進めます
- ⑥ 文化財のデータベース化を進めます
- ⑦ 市民の文化財保護への参加促進に取り組みます

### 事業の具体例

#### ■ 文化財調査事業を実施します

文化財の保存活用を図るために、文化財の調査及び文化財に関する史・資料の収集を行っています。

#### ■ 史跡大安寺旧境内を保存整備します

史跡大安寺旧境内の公有化と整備を図ることにより、市民及び来訪者が文化財への理解を深められるようにします。

## ■ 特別史跡特別名勝平城京左京三条二坊宮跡庭園を保存整備します

奈良時代の貴重な庭園跡である平城京左京三条二坊宮跡庭園の遺構復原整備を行い、市民及び来訪者が文化財への理解を深められるようにします。

## ■ 文化財講座を実施します

市民を対象に、講義・現地見学、体験学習による講座を開催し、文化財に対する理解を深めます。

## ■ 埋蔵文化財発掘調査の成果を公開・活用します

平城京跡などの発掘調査の成果を公開・活用するため、速報展示、特別展示を埋蔵文化財調査センターで開催します。また、教材としての埋蔵文化財貸出しキット（ドキ土器キット）の貸出しを通じ学校教育における埋蔵文化財の積極的な活用を図ります。

## ■ 指定文化財の説明板を設置します

市内にある文化財を解説した説明板を設置して、賑わいのあるまちづくりを行います。

## ■ 市民考古学講座や発掘調査報告会、埋蔵文化財講演会を開催します

市民の埋蔵文化財や考古学に対する関心にこたえ、生涯学習の場として考古学を体系的に学ぶことのできる講座、講演会などを開催し、市民の歴史文化財学習の場を提供します。

## ■ 文化財情報を発信します

市内の世界遺産、指定文化財などの情報を、市のホームページで発信します。

## ■ 市民考古ボランティアと協働して埋蔵文化財の保護を図ります

発掘調査で出土した遺物の整理作業、市民考古学講座、埋蔵文化財の展示公開などを、市民考古サポートの参画支援を得て協働して実施します。

## ■ 史料保存館で展示を行います

史料保存館では奈良市に残る古文書などの歴史資料の収集・調査・保管・公開を行っています。保管する史料は閲覧等の利用に供するほか、近世・近代の奈良町をテーマにした展示を企画するなど、奈良の歴史と文化を広く市民・来訪者に紹介しています。

## ■ 文化財防火ゼミナールを開催します

文化財を火災などあらゆる災害から守るために、市民一人ひとりに文化財に対する愛護思想と防火・防災意識を深めていただこうと、毎年1月26日（昭和24年1月26日法隆寺金堂壁画が焼損した日）の文化財防火デーを中心とした文化財防火運動期間中に開催しています。

## ■ 公民館で文化財への理解を深める事業を進めます

古代遺跡を巡る事業や、文化財に関する講座・施設見学などを行っています。

《例》

天平の匠、せいぶ正倉院講座、大和の歴史地理探訪

## ■ 針テラス情報館で都祁地域の歴史と文化を発信します

都祁地域の歴史と文化、いちはやく人が住み、農耕文化が発達した出土文化財を展示しています。また、市の東の玄関口として都祁地域の歴史や文化、観光情報の発信を行います。

## ■ 子ども文化財防火教室を開催します

幼年消防クラブの各保育園児を対象に、文化財の大切さや後世に受け継いでいく意識を育んでいただこうと、文化財に直接触れて、観たり聴いたりすることのできる機会を提供します。

## ( 4 ) 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。

### 基本方針

奈良は能、書、茶道など多くの伝統文化の発祥の地といわれています。また、赤膚焼、一刀彫、墨、筆、奈良晒<sup>さらし</sup>などの伝統工芸や春日若宮おん祭り、東大寺修二会などの伝統行事も連綿と受け継がれています。こうした伝統文化を保存し、その素晴らしさを理解し、後世に伝えていくことは奈良市民の使命です。また、地域に伝わる民俗芸能を継承することにより、地域の※アイデンティティの確保、きずなの維持が期待できます。また、寺社に伝わる伝統行事に市民が積極的に参加できるような働きかけを行い、保存への意欲を喚起します。

### 現状と課題

伝統文化を伝えていくためには、後継者の育成が不可欠ですが、その育成には時間と費用がかかります。そして同様に伝統文化を取り巻く様々なしきみを伝えていく必要があります。しかし生活様式の変化により、地域の中で伝統文化を伝えていくことが困難になりつつあります。特に民俗芸能の保存には地域のコミュニティの再構築が欠かせず、地域ぐるみで取り組む必要があります。

### 施策の概要

- ① 伝統文化への理解を深めるための事業を展開します
- ② 伝統文化の後継者育成支援のシステムづくりに取り組みます
- ③ 伝統芸能の公演、民俗芸能の公開を積極的に行います
- ④ 伝統文化に関する情報発信に取り組みます

### 事業の具体例

#### ■ 子どもたちが伝統文化への理解を深めるための機会を提供します

##### 《例》

奈良の魅力再発見 能楽普及事業（なら100年会館）……奈良が発祥の地である能楽の魅力、素晴らしさへの理解を深め、普及を図っています。小中学生を対象とした「子どもお能グループ」を実施し、伝統芸能の継承と育成をめざす活動をしています。

チャレンジ和太鼓（田原公民館）……伝統芸能である和太鼓の良さを発見し、次世代への継承と育成をめざす活動をしています。

わらべうた教室（音声館）……子どもたちにわらべうたを通じて、奈良の文化を伝えています。

お茶サークル（音声館）……小学生を対象にお茶の稽古や茶会などの活動を行い、伝統文化の継承と育成をめざしています。

子ども邦楽教室～三味線、尺八、箏～（音声館）……わらべうたを取り入れながら邦楽器の基礎を学ぶ機会を提供し、伝統文化への意識を高めてもらうことをめざしています。

## ■ 奈良工芸の一層の振興発展を図る事業を展開します

「なら工藝館」では奈良の伝統工芸への理解を深めるための工芸教室、また、小学生を対象に「夏休み工芸教室」を開催しています。伝統工芸品を常設展示し、そのすばらしさを認識してもらい、ものづくりの心や技術・技法を伝えています。また、「伝統工芸フェスティバル」を開催し、伝統工芸の魅力を発信しています。

## ■ 伝統工芸の後継者育成を進めます

奈良の伝統工芸の技法・技術を絶やすことなく後世に伝承するために、なら工藝館や指導者の工房において、平成18年から「伝統工芸後継者育成研修」を行っており、平成24年秋までに合計5名の研修者が研修を終えています。

平成25年現在は新たに研修者3名、工房主2名に奨励金を交付しており、平成27年までの3年間、育成研修を継続していきます。

また、研修を修了した研修者のフォローアップについて検討しています。

## ■ 伝統芸能の公演を行います

各文化施設では、奈良にゆかりのある伝統芸能の公演を行い、市民に伝統文化のすばらしさを伝えていきます。

## ■ 民俗芸能の公開を行います

地域に伝わる民俗芸能の公開を行い、市民に紹介すると共に、保存への意欲の鼓舞をめざしています。

## ■ 「ならまちナイトカルチャー」を開催します

古い町家の面影を今に伝えるならまちで「奈良の夜を魅力」を高めるとともに、伝統芸能や工芸の体験などを通じて、観光客に夜の奈良も楽しみながら、伝統文化への理解を深めていただく催しを実施します。

## ■ 奈良市伝統文化いきいき実行委員会を組織しています

文化庁の文化遺産地域活性化事業補助金を活用し、地域で受け継がれている伝統文化の保存・普及・継承を図っています。

### アイデンティティとは

一般には、「その人」を「その人」として成り立たせ、一貫性を与えているもの、その人“らしさ”的なことですが、ここではその考え方を地域に当てはめ、その地域“らしさ”、その地域の特徴や独自性という意味で用いています。

## （5）文化を担う人材の育成に関すること。

### 基本方針

文化によるまちづくりを進めるためには、市民が主役にならなくてはなりません。そのためには文化を担う人材の育成を図る必要があります。

人材の育成には、資質向上を図るための支援と、活動の場を提供することが必要です。双方を有機的に関連付けた取り組みにより、文化を支える環境整備に努めます。

### 現状と課題

文化活動をやりたいと思っている人がいても、その人と文化事業とをつなぐシステムがないと、せっかくの意欲が生かされないことになります。

人材育成のために支援・育成活動をサポートするシステムの確立が必要です。

### 施策の概要

- ① 文化活動に参画できる人材を様々な分野・世代から発掘し、活動の場を提供します
- ② 次代を担う芸術家の育成に努めます
- ③ 文化ボランティアを育成します
- ④ 文化コーディネーターの育成に努めます

### 事業の具体例

#### ■ 博物館実習を行います

入江泰吉記念奈良市写真美術館・奈良市美術館……大学生の博物館実習生を受け入れることにより、大学との連携や文化を担う人材の育成に寄与しています。

#### ■ 若手芸術家を育成します

明日を担う若手芸術家を育成し、活躍してもらうための事業を実施しています。また、文化施設での事業、市の行事などで、若手芸術家が活躍できる機会を増やします。

##### 《例》

オペラ魅力探訪（なら100年会館）……クラシックの演奏家をめざす若手音楽家が企画、出演し、新演出とオリジナル台本によるわかりやすい内容とレベルの高い音楽性をめざしています。

明日へ輝くコンサート（北部会館市民文化ホール）……奈良出身者の音楽を志している若手演奏家をスカウトし、地域の皆様に親しんでいただく機会を提供します。

#### ■ 文化施設で活躍するボランティアを育成します

なら100年会館サポーター・ミュージアムサポーターなど、文化施設で市民の文化活動をサポートするボランティアを育成しています。

## ■ 文化コーディネーターの育成に努めます

市民の文化活動への助言、サポートを行うコーディネーターの養成に努めます。

## ■ 奈良県大学連合インターンシップ制度に協力しています

大学と企業等が連携して学生の高い職業意識を育成し、主体的な職業選択と専門能力の向上のために、多様な機会を提供し、次代を担う職業人としての成長を社会全体として支援していく制度に協力しています。

## ■ アーティストバンクを設置します

音楽・演芸・伝統芸能・ダンス・パフォーマンスなどのアーティストを募集し、文化施設での出演のほか、市内外での出張パフォーマンスを依頼するなど、発表の機会を増やして、市民の芸術活動をサポートします。

## ( 6 ) 青少年の文化活動の支援に関すること。

### 基本方針

明日を担う青少年が文化活動に積極的に参加することができるよう、青少年の自発性を尊重しながら、発表の機会の拡充や練習場の確保など、側面からの支援を行います。

### 現状と課題

青少年が自由に文化活動を行うためには、しくみや場所、費用などの面でのバックアップが必要です。青少年の活動の中には、評価の定まっていないものもありますが、そうした活動に対しても、それらを見守る温かい目と理解、支援が必要です。

### 施策の概要

- ① 青少年の文化活動の機会の提供に努めます
- ② 青少年の新たな試みによる文化活動の支援に努めます

### 事業の具体例

#### ■ 子どもの文化活動の発表の場を提供します

##### 《例》

なら100年会館子どもコーラス……「万葉オペラ・ラボキッズ」としてのオペラ公演への出演など自主事業に参加しています。

公民館での子どもたちのグループ活動……グループで合唱などの練習を行うことにより、人格形成を図り、練習の成果を発表する機会を作ります。

子ども文化フェスティバル……児童館において文化活動を通じて子どもたちの感性豊かな成長を促すための発表の場としてフェスティバルを開催しています。さらに、周辺地域の児童にとどまることなく、より多くの児童の参加を促進するよう、広報・啓発の強化を図ります。

#### ■ 若者中心のイベントを支援します

奈良には今までなかったバサラ祭りなどの参加型の祭りを支援し、若者文化の振興を図ります。

#### ■ 音楽の里づくり事業を進めます

都祁地域を“音楽の里”として活性化するために、小学生による金管バンドの活動を支援しています。プロ奏者（ジャズ）との共演やワークショップにより、子どもたちの興味や向上心を高める取り組みをしています。

また、プロ奏者の誕生をめざして、子どもたちの可能性を地域をあげて支援できる体制作りに取り組み、都祁交流センターを拠点として「音楽の里都祁」を発信します。

## ( 7 ) 学校教育における文化活動の支援に関すること。

### 基本方針

子どもの頃に本物の芸術文化に触れることの大切さを認識し、学校が文化活動をカリキュラムに取り入れやすい体制を整えます。

特に子どもたちが奈良に生まれてよかったと思えるような、地域の特色を生かした文化活動のメニューを提供し、支援体制に組み込みます。

### 現状と課題

学校教育の中で子どもたちが芸術や芸能、芸術家と触れる機会はあまり多いとは言えません。奈良の誇る素晴らしい文化遺産、芸術家と触れ合えるような機会を増やすとともに、その良さが理解できるように、学校との連携を進めていく必要があります。

### 施策の概要

- ① 芸術鑑賞の機会の提供に努めます
- ② 豊かな自然や文化遺産についての学習を支援します
- ③ 伝統芸能・年中行事の学習、参加を支援します
- ④ 地元の芸術家との交流を支援します

### 事業の具体例

#### ■ 学校と文化施設との連携を進めます

学校と文化施設とが連携して芸術公演を開催し、子どもたちに本物の芸術文化に触れる機会を拡充します。また、学校の文化発表会の開催など、活動の支援を行います。

#### ■ 「世界遺産学習」の実施に取り組みます

小学5年生を対象に、奈良市内の世界遺産に触れ、奈良の歴史や文化及び世界遺産を体験的に学習することによって、奈良市が世界に誇る世界遺産の価値や奈良市のよさを体得させるとともに、奈良に誇りや愛着をもてるようしようとする取り組みをしています。

また、幼稚園から中学3年生を対象に、世界遺産だけではなく、奈良にあるすばらしい地域の文化遺産や自然環境等の価値に気付き、地域を愛する心を育みます。そして、持続可能な社会をつくるために必要な基礎的な力を養い、環境・人権・平和・国際理解の大切さを理解し、より良い社会をつくるために進んで取り組もうとする子どもを育成しています。

\*世界遺産学習副読本『奈良大好き世界遺産学習』の配布……小学5年生対象

\*世界遺産学習全国サミット in なら及び世界遺産学習実践研究会の開催

……平成25年度は全国サミット開催。奈良国立博物館、奈良教育大学との連携による。

## ■ キッズ学びのフロアで子どもたちに体験学習の場を提供します

はぐくみセンターの「9階キッズ学びのフロア」にあるキッズドームシアター、キッズサイエンスラボ、ものづくり工作室を活用し、幼児・児童・生徒を対象とした「わくわくセンター学習」や家族で楽しめる「キッズホリデークラブ」等によって、天文の学習や理科の実験、ものづくりの体験などができる取り組みを進めています。

## ■ わらべうた遊びの指導者を派遣します

わらべうた遊びの指導者が学校園等に出張し、生徒、児童、園児やその保護者、教員等を対象に教え、わらべうた活動を推進します。

## (8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関するここと。

### 基本方針

子どもたちが空気を吸うごとく文化に触れられる環境の整備に努めます。将来選択し得る可能性を多く与えるために、学校・地域・家庭において子どもたちの情操を養うための文化的な環境を整えます。

### 現状と課題

子どもたちの情操を高めるためには、美しい自然環境や文化遺産に直接触れる機会をあらゆる場面で作ることが大切です。そのためには、学校や地域、家庭内で毎日の生活の中で文化に親しむ習慣をつけるとともに、子どもを文化的な体験に誘導する施策と、子どもの行動範囲に文化的な体験を近づける施策が必要です。そして気軽に楽しむことと、本物を味わうことの双方への働きかけが必要です。

### 施策の概要

- ① 家族で参加できる文化事業を開催します
- ② 地域の文化的な環境整備を進めます

### 事業の具体例

#### ■ 家族で参加する展覧会等を開催します

入江泰吉記念奈良市写真美術館では、夏休み期間中家族で参加できる展覧会を開催し、子どもたちの観覧料を無料としています。また家族で参加できる自然観察イベント「高畑探検隊」も開催しています。

杉岡華邨書道美術館では夏休みに子ども向けの書道クイズや手軽に書道体験ができる筆書き体験コーナーを行っています。

#### ■ 家族で参加するコンサート等を開催します

夏休み期間中には各ホールで家族で楽しめるイベントを行っています。

##### 《例》

子ども人形劇場……なら100年会館では、ファミリーで楽しめる人形劇の公演を行っています。

はじめてオペラ！……なら100年会館では、本格的なクラシックホールで0歳から入場でき、保護者の方とともに楽しむオペラ公演を行っています。

親子で楽しむデッサン能……奈良の伝統芸能である能楽を家族で気軽に体験できる催しを開催しています。

#### ■ 公民館で家族で参加する体験講座を開催します

家族の絆をより深くし、参加者同士の交流を深める事業を行っています。

##### 《例》

夏休み子ども木工教室、親子で食育・料理教室、夏休み！親子陶芸教室

## ■ 公民館、児童館で子どもの居場所づくりのための文化活動支援を行います

地域団体と協力し、地域で子どもたちの文化活動への好奇心を高め、地域づくりにつながる事業を実施します。

### 《例》

平成子どもなんでも体験隊、いきいき土曜日、児童館での書道教室

## ■ 親子で行く修学旅行を実施しています

文化庁の文化遺産地域活性化事業の一環として、地域の社寺や団体、また国土交通省や観光庁ともと協力し、子どもたちが歴史・文化に直接触れて学び体験するツアーを実施しています。

## (9) 文化に係る交流の促進に関すること。

### 基本方針

文化は異世代、異分野、前衛と伝統、他の地域の人々との交流のための、最も有効な媒体です。特に少子高齢化の進む現代社会においては、地域コミュニティの再構築のためにも重要な役割を果たします。交流により異文化を理解、尊重することで、自らの文化に対する理解を深め、新たな文化創造のきっかけを探ります。

### 現状と課題

奈良市は歴史と伝統の息づく街です。伝統文化を継承しつつ、新たな文化の創造をめざすために、文化の多様性を尊重しその交流の幅を広げていく必要があります。

### 施策の概要

- ① 世代間の交流を促進します
- ② 異なる分野の交流を促進します
- ③ 地域間交流を促進します
- ④ 友好・姉妹都市との交流をはじめ、異文化を理解するための事業を進めます

### 事業の具体例

#### ■ 文化施設や公民館で世代間交流を進める事業を行います

##### 《例》

わらべうた教室(音声館)……子ども同士、子どもとお年寄りがわらべうたを通じて交流しています。大人も子どもも！昔あそび大会（登美ヶ丘公民館）……世代間交流、仲間作りのきっかけを提供しています。ニュータウンフェスタたかのはら、平城ニュータウン文化祭（北部会館市民文化ホール）……ニュータウンに住む人々が世代を越えて交流し、次世代につなげていきます。

#### ■ ならまちわらべうたフェスタを開催します

日本ユネスコ協会連盟の※プロジェクト未来遺産に指定された「ならまちわらべうたフェスタ」を開催しています。子どもたちの遊びの中で歌い伝えられてきた「わらべうた」を核にお年寄り、子どもをはじめ、多くの市民が交流しています。

#### ■ 文化団体の登録制度を進めます

文化活動を行っている団体の登録制度により、情報交換や団体同士の相互交流の機会を提供します。

また、文化団体の交流を一層促し、団体間のネットワーク共有を図ります。

## ■ 地域ふれあい会館（14館）を運営します

すべての市民が地域のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動、福祉活動の拠点としての場を提供しています。

## ■ 都市交流センターを運営します

都心地域の交流・学習・健康・福祉・ネットワーク・レクリエーションの機能を持つ施設として運営しています。

## ■ 友好・姉妹都市等との文化交流を進めます

国内外の友好・姉妹都市と、音楽、美術、教育など様々な分野で文化交流を行っています。また、世界歴史都市連盟加盟都市との交流を推進します。

## ■ 異文化を紹介する催しを開催します

様々な国際交流のチャンネルを通じた異文化理解と体験の場を提供します。

## ■ 市民ふれあい交流事業を行います

東部、月ヶ瀬、都心地域においてまちなかの住民が農林業体験ができる機会を提供すると共に、まちなかでは農林産物の直売を行い市民同士のふれあいを深めています。

## ■ 東日本大震災チャリティイベントを開催します。

「東日本大震災なら100チャリティイベント～私達の美しき地球～」として、コンサートやイベントを通じて、観客、出演者がともに復興への願いを込めた、奈良からのメッセージを発信し、被災地と奈良からのメッセージを発信し、被災地と奈良の人々が交流します。

### プロジェクト未来遺産とは

未来遺産運動の活動の一環として実施し長い歴史を超えて人々が紡ぎ続けてきた文化遺産や自然とともに生きる知恵や工夫の中でつくりあげてきた自然遺産という豊かな贈り物に光を当てそれらを未来に伝えていこうという人々の意欲を活性化させることによって時代を切り拓いていこうとするものです。

日本ユネスコ協会連盟は、失われつつある文化や自然を未来に伝える市民の活動を「プロジェクト未来遺産」として登録、それを推進する人と地域を日本全体で応援する仕組みをつくります。そして、全国の自然・文化・無形などの多様なプロジェクトを幅広く応援します。

## (10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。

### 基本方針

奈良市と大学や研究機関などとが連携して学術研究の拠点を作り、その成果が地域に還元されるしくみの構築に取り組みます。

### 現状と課題

奈良市は歴史的文化遺産の宝庫です。これらを生かし、市民が積極的に関わるような学術研究の拠点を作ることが求められています。

### 施策の概要

- ① 奈良市と大学の連携のシステム作りを促進します
- ② 大学等の研究機関と協働で地域に開かれた事業に取り組みます

### 事業の具体例

#### ■ 大学と協定を結び連携協力を行います

相互の人的・知的資源の交流を図るために、多様な分野で協力していくため、大学と連携協力に関する協定を結んでいます。

##### 《例》

奈良市美術館と奈良女子大学との連携協定

奈良市学校教育活動支援事業（スクールサポート）＝県内外の大学と協定を結び、スクールサポート等を中心に、子どもの学びの場の充実と学生が大学で学んだ理論や知識を実践的に深めることを目的とした取り組みを進めています。

奈良市きたまち鍋屋観光案内所に関する協定＝地域の文化、伝統行事等の調査研究の拠点でもあるきたまち鍋屋観光案内所の運営について奈良女子大学と協定を結んでいます。

#### ■ 大学等との連携により事業を実施します

大学等と連携協力することにより、市民に多様な分野の知識を提供しています。

##### 《例》

万葉オペラ・ラボ事業（なら100年会館）＝奈良大学・大阪芸術大学

ならまちわらべうたフェスタ（一般財団法人奈良市総合財団）＝奈良大学・奈良女子大学

高の原カルチャーサロン（奈良市北部会館市民文化ホール）＝奈良大学

奈良学セミナー（中部公民館）＝奈良大学

ならまちナイトスクリーニング、世界遺産講座（一般財団法人奈良市総合財団）＝奈良大学

名勝旧大乗院庭園・文化サロン（名勝大乗院庭園文化館）＝奈良文化財研究所

万葉普及コンソーシアム事業（入江泰吉記念奈良市写真美術館）＝大阪府立大学・高岡市万葉歴史館

トライアングルミュージアムズ事業（入江泰吉記念奈良市写真美術館）＝奈良国立博物館・奈良県立

美術館

## ■ 学術研究の拠点となる文化施設の運営をめざします

市の文化施設で研究部門にも重点を置き、市民に開かれた研究拠点となるよう努めます。

## (11) 地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。

### 基本方針

奈良は歴史的な文化遺産と自然環境が織り成す美しい風土を持っています。この恵まれた環境を日常生活の営みの中で、今まで維持してきたことは、奈良が世界に向けて発信できる大きな特徴の一つです。一方で、現代の社会活動や日常生活は環境に様々な負荷を与え、環境問題は地球的規模に拡大し、将来の世代に影響を与えるまでになっています。このような課題の解決に向けて、これまでのライフスタイルや生活文化のあり方、人と環境の関係を今一度見直し、地球温暖化などの諸問題に対する地域としての取り組みの展開を進めるとともに、地球環境に配慮した活動の促進を図っていきます。

### 現状と課題

美しい地球環境を将来の世代に残すためにも、自然環境に恵まれた歴史都市である奈良市が率先してそのメッセージを発信していかなければなりません。自然・歴史環境の保全だけでなく、地球環境に配慮した活動の促進を図るためにも、すべての人や組織が連携・協働し、それを支える文化が必要です。そのためにも、市民一人ひとりの意識を啓発するとともに、奈良を訪れる人々にもそのことの大切さを伝えていく必要があります。

### 施策の概要

- ① 現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「奈良市環境基本条例」に基づき策定された「奈良市環境基本計画（改訂版）」を基盤とした施策を推進します
- ② 地球温暖化対策に向けた取り組みを展開します

### 事業の具体例

#### ■ 環境教育に関する人材育成や、プログラムの充実を図るため、環境教育推進会議を構成しています

環境教育を推進することで、一人ひとりの環境問題への意識を高め、すべての主体による自発的な行動、協働を通して、環境への負荷の少ない「持続可能な社会」をめざします。

#### ■ 奈良市地球温暖化対策地域協議会の活動を推進します

持続可能な社会をめざすため、地域住民、NPO、事業者、行政等が連携・協働する、奈良市地球温暖化対策地域協議会の活動を推進します。

#### ■ 地球環境を考える文化事業を実施します

地球環境について考えるきっかけとなる事業により、環境保全の意識を高める取り組みを行っています。

### 《例》

子ども対象=かすが子どもリサイクル工作隊（春日公民館）、チャレンジクラブ（興東公民館）、「E COキッズ！」などの子どもなど  
成人対象=初めての竹炭づくり！（柳生公民館）、奈良市打ち水大作戦など

環境フェスティバル、ならクリーンフェスタ（環境清美センター）

ごみ減量キャラバン……様々なごみ減量活動に取り組んでいる市民団体、奈良市ごみ懇談会と一緒に、市内の公民館を回ってごみの減量の手法の紹介や提案をし、市民の皆様とごみの減量を進める「ごみ減量キャラバン」を開催します。

ごみ減量啓発のための職員の派遣、ごみ処理施設の見学、啓発ビデオ・DVDの貸し出し

## (12) 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。

### 基本方針

奈良市の特徴は多くの文化財が美しい自然環境と溶け合って、独特のたたずまいをかもし出しているところにあります。この大切な財産を守ると共にさらに磨きをかけ、奈良市の都市としての価値を高めていかなければなりません。景観に配慮したまちづくりを進めるとともに、市民の意識を高める施策を推し進めます。

### 現状と課題

奈良市は世界的にも貴重な歴史的文化遺産を有し、地域固有の景観を形成しています。しかしながら、社会情勢の変化や多様化する価値観の中で、周辺環境と調和しない建築物や屋外広告物等も多く見受けられます。奈良市の持つ自然、歴史、文化、風土等を生かしたまちづくりは、生活の中で身近に感じられる自然や歴史的文化遺産と、新たな都市景観との調和が重要であり、分野を越えた取り組みが必要です。

### 施策の概要

- ① 景観に関する市民の意識高揚を図ります
- ② 景観に関する関連法規の遵守啓発に努めます
- ③ 市民、事業者、行政の相互理解と協働による景観づくりを進めます

### 事業の具体例

#### ■ 古都における歴史的風土の保存を図ります

歴史的に意義のある建造物や遺跡などとその周りにある丘陵、樹林地、水辺などの自然景観とが一体となっている地域を歴史的風土保存区域として指定し、そのうち特に現状のまま保持する必要がある地域を歴史的風土特別保存地区とし新たな建築や造成行為等を制限しています。

#### ■ 風致の保護、維持、保全、育成を図ります

都市の自然的景観を維持し、緑豊かな生活環境を作るために、歴史的に貴重な資源を含む地域を将来にわたり保護し、歴史的景観等については維持・保全をし、市街地については良好なまちなみ、風致を育していくために建築や造成等が周辺の風致と著しく不調和にならないように規制と誘導を行っています。

#### ■ 奈良市都市景観形成地区を保全整備します

奈良町には歴史的に価値ある建物や伝統的な建築様式を持つ町並みが多く残っており、奈良市都市景観形成地区に指定しています。伝統的な建築物や門、塀等を修理した場合、また、伝統的形式を組み入れ、新築、改築、増築等をした場合に、外観部分の工事費の一部を補助しています。

さらに、現在、都市景観形成地区として指定している奈良町以外にも、今後は他の地区の指定に向けた検討を行います。

## ■ 奈良市の景観形成のために届出制度を実施しています

市民・事業者・行政の協働により、古都奈良にふさわしい景観を保全・創出し、すばらしい景観を次世代に引き継いでいくために奈良市景観計画を策定し、新築や外観の変更等に伴う届出制度を実施しています。

## ■ 新たな眺望景観の発掘・保全を図っています

優れた眺望景観は市民共有の財産であることを認識し、新たに発掘を図り、将来の世代に継承するため、奈良市眺望景観保全活用計画に基づき保全の対策や市民意識の啓発に努めています。

## ■ 屋外広告物の規制・誘導を行います

古都奈良の歴史的な景観を保全するため「奈良市屋外広告物条例」で規制しています。この条例を遵守するよう指導・啓発を行います。

また、地域特性や道路沿線特性に応じたきめの細かい新たな規制・誘導を行います。

さらに、道路などを調査・分析し、エリア特性を盛り込んだ規制の検討を行います。

## ■ 違反広告物を出さない街づくり推進団体（愛称：古都奈良・美守り隊）による簡易な違反広告物の除却ボランティアの活動を促進します

ボランティアとのパートナーシップにより、貼り紙、貼り札、立て看板、のぼり等道路上に出された違反広告物を除却しています。

今後、広範囲に活動するため、団体相互の情報交換ができる場を設け、その活動を支援していきます。

## ■ 巨樹等の指定及び保存を推進します

森林を保護・育成し、森林の保全及び緑化推進の市民意識の高揚を図り、世界遺産のあるまちとして自然と文化を守り継承していくために、「奈良市巨樹等の保全及び緑化の推進に関する条例」により、巨樹等の指定及び保存を行っています。

## ■ 美しい景観を守るための講座を行います

身の回りの環境について、その地域の住民自身が考え、愛情をもって美しい景観を維持していくための講座を行っています。

### 《例》

田原まち創り講座（環境編）

## ■ なら・まちかど景観発掘隊を実施します

地域の貴重な景観資源や改善すべき景観を発掘し、地域の景観資源として活用するため、スタンプラリー やウォーキングを開催するとともに、その成果をパネル展示することによって、景観保全の大切さを学んでもらう機会を提供しています。

## (13) 人権の尊重につながる文化活動の促進に関すること。

### 基本方針

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の状況、その他人権擁護に関する内外の情勢から、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の精神の理解を深め、これを体得できるよう計画を策定し人権教育・啓発を実施することが国、地方公共団体の責務とあります。

人権教育・啓発の効果的な手法や多様な学習の機会の提供と、その際に法の下の平等、個人の尊厳といった普遍的な視点と、それぞれの人権問題の解決といった個別的な視点に十分配慮しながら人権教育・啓発の推進に努め、人権尊重の精神を生活文化として根付かせ、市民一人ひとりが他者との関係、あるいは社会との関係の中で、個人として尊重され、お互いが支え合えるコミュニティづくりをめざします。

### 現状と課題

私たちは多様な文化を創造し、それぞれの異なる文化が交流することで、それぞれの文化に深みや幅をもたらすとともに、新たな文化の創造へと発展させてきました。

しかし、文化には偏見や差別を支える観念や社会関係等も私たちの日常生活に内包されていることもまた事実です。

全ての人々の人権が真に尊重される自由で平等な社会の実現に向けて、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動することができるよう、私たち一人ひとりが文化の担い手として、文化を構成する衣食住、言語、価値、社会関係等を見つめ直すことが必要です。

### 施策の概要

- ① 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に基づき策定された「奈良市人権文化推進計画」を推進します
- ② 奈良の歴史・文化を反映させた人権教育・啓発事業を充実させます
- ③ 誰もが参加しやすい事業、利用しやすい施設整備に取り組みます

### 事業の具体例

#### ■ 「人権を確かめあう日」に啓発事業を行います

同和対策審議会答申が出された1965年8月にちなんで、奈良県市町村同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が「毎月11日は人権を確かめあう日」を提唱し始まりました。

毎月11日に今一度人権について考え方行動しようと呼びかけ、人権意識を高めようとするもので、特に4月11日には県下一斉に啓発事業を実施しています。

\* 「人権を確かめあう日」記念集会の実施

\* 街頭啓発（毎月11日に実施）

## ■ 「差別をなくす強調月間」事業を行います

1969年7月に同和対策事業特別措置法が制定されたことにちなんで、奈良県では7月を「差別をなくす強調月間」として奈良県をはじめ県内の市町村が、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりをめざして様々な事業を実施しています。

- \*「人権ふれあいのつどい」の実施
- \*各人権文化センターの事業
- \*街頭啓発（法務局人権擁護委員協議会が主催）

## ■ 「人権週間」の事業を行います

1947年12月10日に「世界人権宣言」が第三回国連総会で採択されたのを記念して、1948年に12月10日が「世界人権デー」と定められ、全ての加盟国に行事を実施するように呼びかけました。日本では1949年から毎年12月10日を最終日とする一週間を人権週間と定められたことから、奈良市でも人権週間に合わせて人権尊重思想の普及高揚のための事業を実施しています。

- \*「ハートフルシアター」の実施
- \*各人権文化センターの事業
- \*街頭啓発（法務局人権擁護委員協議会が主催）

## ■ 「人権マップ」の作成と活用事業を行います

奈良市には世界遺産群の他にも有名な観光スポットが多数あります。その中に地域に根差した「人権ゆかりの地」もたくさん存在しています。「人権ゆかりの地」を学ぶことは民衆が培ってきた民俗や文化・芸能や史実に即した歴史を明らかにすることです。中でも被差別民衆の歴史については近年たくましく文化や芸能を創造してきた存在として光り輝く部分が語られるようになってきました。

「人権マップ」を活用したフィールドワークは、「古都奈良」の歴史・文化を振り返る中から人権について学び考える機会として、また、奈良を知り奈良を誇りに思える機会として実施しています。

- \*なら人権マップの作成
- \*「奈良楽学遊歩」や「ぶらり散歩」の実施
- \*人権啓発パネル「世界遺産のあるまち～奈良の人権文化と民衆～」を活用した事業の実施

## ■ 地域づくり・市民活動としての施策の充実を図ります

人権は国家の裁量として与えられるものではなく、共に生きる人々の合意形成と参画を通しての社会建設のルールとして捉える必要があります。

「全ての人が個人として尊重され、お互いが支えあう」ということが地域コミュニティの共通の意識として根付かせるために、市民活動・住民活動と連携・協働の視点に立った人権教育・啓発により積極的に取り組みます。

- \*奈良市人権教育推進協議会との連携・協働を進める。（「奈良市人権市民講演会」の実施）

## ■ すべての人が使いやすい公共施設の整備を進めます

すべての市民が使いやすい公共施設をめざし、設備の拡充に努めています。また、公共施設にユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。

- \*ホールにおける親子室、保育室、オストメイト（人工肛門・人口膀胱造設者）対応のトイレの設置など

## ■ その他人権尊重の精神を養い育てるための事業を進めます

- \* 人権啓発パネル展
- \* 人権擁護啓発作品展
- \* 各人権文化センターの生涯学習や地域福祉事業
- \* 非核平和都市啓発事業

## (14) 文化の振興と経済との連携に関するこ。

### 基本方針

文化によるまちづくりのためには、経済との連携が必要です。特に奈良市にとって観光と文化との連携が不可欠です。また、伝統的なものを創造的に生かしていく必要があります。奈良市が有する文化的な資産は、産業にとっても有力な資産です。文化と経済を連携させることにより、観光客の誘致や新たな産業の創出が期待されます。さらに、企業の文化活動への参加を促し、地域の文化活動の活性化を図ります。文化活動は果実を生み出すまでには時間がかかりますが、それが企業イメージのアップにもつながり、大きな相乗効果が期待できるものであることへの理解を促します。

### 現状と課題

文化的資産に恵まれた奈良市ではありますが、それを経済活動につなげる取り組みが十分とは言えません。奈良市のアイデンティティを際立たせ、それが持つ資産の価値を高め、最大限生かすための取り組みが課題です。また、\*企業のメセナ活動に対する市民の理解を広げる必要があります。

### 施策の概要

- ① 歴史文化都市にふさわしいまちの活性化をめざし、中心市街地活性化事業の取り組みを進めます
- ② 企業の文化活動を促します

### 事業の具体例

#### ■ 「\*奈良市中心市街地活性化基本計画」に基づき、モデル地区における経済活性化の取り組みを進め、観光や市域全体への波及効果をめざします

本計画では、基本テーマを「歴史とロマンに抱かれたまほろばの都 奈良」と設定し、1.「訪れたくなるまち」 2.「歩きたくなるまち」 3.「活力のあるまち」の三つの目標達成に向けて、市街地整備、都市福利施設整備、商業活性化などの事業に取り組みます。

#### ■ 企業のメセナ活動と市民の活動を結びます

企業のメセナ活動と市民の活動を結ぶため、インターネット等を使って情報を収集・発信します。

## 企業メセナとは

「メセナ」[mecenat] という言葉は、芸術文化支援を意味する、フランス語です。

古代ローマ時代の皇帝アウグストゥスに仕えた高官マエケナス (Maecenas) が詩人や芸術家を手厚く庇護したことから、後世その名をとて「芸術文化を庇護・支援すること」を「メセナ」というようになりました。

日本では、1990年に企業メセナ協議会が発足した際、「即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めるのではなく、社会貢献の一環として行う芸術文化支援」という意味で「メセナ」という言葉を導入し、一般に知られるようになりました。その後、マスコミなどを通じてこの言葉が広まっていく過程で、教育や環境、福祉なども含めた「企業の行う社会貢献活動」と、広義の解釈でも使用されるようになりました。(社団法人企業メセナ協議会ホームページより)

## 「奈良市中心市街地活性化基本計画」とは

奈良市では中心市街地のにぎわいを取り戻し、活力あるまちづくりをめざすために、平成19年度に「歴史とロマンに抱かれたまほろばの都 奈良」を基本テーマに、「奈良市中心市街地活性化基本計画」を策定しました。計画では、この地域を商業機能の中核のみならず、文化・居住機能の拠点として位置づけ、周辺地域への波及効果も狙っています。

同計画に基づく事業には、支援を受けて行う事業もあります。

### 主な文化事業

- まちかど博物館の認定、PR事業
- 正倉院展関連スタンプラリーイベント「はじまりは正倉院展」事業
- 「なら燈花会」推進事業
- 「バサラ祭り」推進事業
- 奈良まほろばソムリエ検定事業

(詳しくは奈良市役所ホームページ <http://www.city.nara.lg.jp> / [奈良市トップページ](#) > 事業者向け > 産業振興 > 中心市街地活性化 > 奈良市中心市街地活性化基本計画の認定について)

## (15) 文化活動における情報通信技術の活用の促進に関すること。

### 基本方針

市民が文化活動に必要な情報の収集、発信を円滑に行えるシステム作りに取り組みます。イベント情報をはじめ、文化ボランティア、企業メセナ情報、文化活動の人材情報などをインターネット上で検索でき、市民と行政、市民と市民が双方向に情報を交換しあえるシステムの構築をめざすとともに、施設の利用申込のオンライン化を進めます。また、奈良市の文化情報を海外に発信し、その魅力をアピールします。

### 現状と課題

奈良市においては、市民のニーズに合った文化情報をだれもが容易に一度に検索できるシステムを構築していく必要があります。

### 施策の概要

#### ① インターネット等による文化情報の収集・発信を充実させます

### 事業の具体例

#### ■ 各文化施設のホームページによる情報収集・発信を充実させます

各文化施設では独自のホームページを開設し、イベント案内や利用案内などの情報を発信しています。また、各文化施設のホームページから利用申込などができるようなシステムの構築に取り組みます。

#### ■ ならいきいきネットを活用します

生き甲斐を持ち、健康で長生きできるまちづくりを実現するため、市民の皆様が趣味や豊かな経験を活用できる場を見つけるなど、活発に活動できるよう、ボランティア活動、文化、スポーツ、生涯学習について、インターネットにおいて各部門の団体のリンク集を運用しています。

#### ■ 奈良市電子自治体共同運営ポータルサイト「\*e古都なら」を活用します

公民館の利用申込時において便宜を図るため、空き情報を公開しています。（生涯学習センター、中部公民館、西部公民館）

### 「e古都なら」とは

奈良市では、奈良県及び県内市町村と共同で「奈良県電子自治体共同システム（e古都なら）」を利用した電子申請サービスを行っています。

これにより、色々な行政手続きについて、インターネットに接続したパソコンからオンラインで行うことができるようになります。

現在、色々な健康診断の申込やイベント参加の申込などを電子申請で行っていますが、文化施設等の使用申込も順次このシステムを活用して行えるように、研究を進めていきます。

## (16) 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。

### 基本方針

文化活動を積極的に行っている人、優れた文化活動を行い奈良市民の誇りと目される人などの労に報いると共に、その功績を広く市民に周知し、励みとなるような顕彰のしくみ作りに取り組みます。

### 現状と課題

奈良市では奈良市表彰条例に基づき、市政に貢献された方々の表彰を行っていますが、文化的な活動等を顕彰する制度を求める声もあります。顕彰制度を設けるにあたっては現行の制度との調整を図る必要があります。

### 施策の概要

- ① 文化活動に功績のあった人を広報（しみんだより、ホームページ等）で積極的に紹介します
- ② 文化活動に功績のあった人を顕彰するためのしくみ作りに取り組みます

### 事業の具体例

#### ■ しみんだより、ホームページを活用します

広報媒体を活用して、文化活動を行っている人を紹介し、応援します。

#### ■ 文化にかかる顕彰制度の創設に取り組みます

文化活動に功績のあった人に対し、その労に報いると共に今後の活動への意欲を促すため、文化にかかる顕彰のしくみづくりに取り組みます。

## (17) 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。

### 基本方針

文化振興計画を実効性のあるものにするために、本計画が施策に反映され実施されているかどうかを検証し評価するシステムを確立します。

### 現状と課題

奈良市では行政評価システムを導入しています。このシステムは個々の政策を定量的に評価するものですが、人の感動や満足度等、心の動きを数値で表すことは難しいため、文化政策に関しては、行政評価とは別に定性的な評価の手法が必要です。国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」（平成23年2月8日閣議決定）に「文化芸術施策の評価について、文化芸術各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価方法の確立を図る。」とあり、こうした指針も考慮しつつ、評価のあり方を考える必要があります。

### 施策の概要

- ① 行政評価システムを活用するとともに、文化政策における独自の評価システムの確立をめざします。
- ② 文化政策における評価組織を設置します

### 事業の具体例

#### ■ 行政評価（施策評価）システムによる評価を実施しています

奈良市第4次総合計画に基づき、評価を実施していきます。

#### ■ 文化政策における独自の評価システムの確立をめざします

奈良市文化振興計画の進捗状況を評価するシステムの構築をめざします。

#### ■ 文化政策の評価を行う組織を設置します

奈良市文化振興計画の進行管理を行う評価組織を設置します。

## (18) その他文化の振興に関する重要事項

- ① 世界から尊敬される国際経済観光都市N A R Aをめざすため、奈良市の都市アイデンティティ形成に資する事業の実施や支援を行い、都市格の向上を図ります。

### ■ 入江泰吉記念写真賞・なら PHOTO CONTEST を実施します

「日本人の心のふるさと」と言われる奈良大和路を約半世紀にわたって撮り続け、大和の景観を心象風景としてとらえ続けてきた写真家・入江泰吉の文化・芸術への功績を記念し、奈良大和路から日本文化の美と心を発信するとともに、歴史的景観を後世へ守り伝えていくため、開催します。

### ■ なら国際映画祭の開催を支援します

奥深い伝統文化と荘厳な祈りの場、そして美しい自然が調和する、世界にも稀な固有の風景を保つ奈良の魅力を世界の人々に知ってもらい、そこに暮らす人々が誇りを持てることを目的に、特定非営利活動法人なら国際映画祭実行委員会が開催する「なら国際映画祭」を支援します。

### ■ トスティ歌曲国際コンクールアジア予選大会の開催を支援します

アジア各国から若いすぐれた音楽家を発掘し、その活動を支援するとともに、トスティ歌曲を通じ、各との文化交流の架け橋となるだけでなく、市民に高度な芸術文化に触れていただく機会を提供することを目的に、特定非営利活動法人奈良芸能文化協会が開催する「トスティ歌曲国際コンクールアジア予選大会」を支援します。

- ② 市民のみなさんの豊かな感性を市政に反映させ、「市民参画と協働」で行うために市民の文化活動の支援に取り組みます。

### ■ 市民フェスティバルの開催を支援します

市民の日頃の文化活動の発表の場として、市民フェスティバル運営委員会が実施する奈良市民フェスティバルの開催を支援しています。日本舞踊、民謡、合唱、フラダンス、ジャズダンス等、様々なジャンルの芸能発表を毎年行っています。市民にとって年に一度の晴れ舞台であり、活動の励みになっています。

---

## 参考資料

---

奈良市文化振興条例	45
奈良市文化振興計画推進委員会規則	49
奈良市市民文化振興基金条例	50
文化芸術振興基本法	51

## 参考資料

### ■ 奈良市文化振興条例（平成19年3月30日奈良市条例第20号）

奈良市は古代日本の都の置かれたまちであり、平城京に開花した文化は、日本の発展の礎となつた。今も正倉院の宝物や寺社の建物、伝統行事などを通じて往時の繁栄のさまを偲ぶことができる。

平城京は、世界に向けて門戸を開いた日本で最初の国際都市であり、私たちは大陸からもたらされた宗教文化や技術を、日本の伝統的な自然観と見事に融合させ、重厚な文化を育んできた。「古都奈良の文化財」の世界遺産への登録は、その歴史的・芸術的価値に加えて、それが市民の生活や精神の中に生かされ、今日まで文化として生き続けていることが高く評価されたからである。平安京遷都後の奈良は信仰のまちとしての歴史を刻んできたが、特に中世以来の面影を留める町並みや、そこで連綿と営まれている伝統的な行事や文化財は、その重層的な歴史を物語るものである。

文化は創造力の源泉であり、様々な分野の活力を促し、まちを豊かにする。だれもが等しく空気を吸うごとく、生活の中で文化の薰りに触れられる環境を作ることが、明日の文化の担い手である子どもたちの豊かな情操を育むことになるはずである。それを、人づくり、まちづくりに生かすことによって、古都奈良を生き生きとしたまちに蘇らせることができるのではないだろうか。

私たちは平城京に思いを馳せ、その受容の精神と進取の気風に学び、国際文化観光都市として魅力あるまちづくりを目指すものである。そのためには、古都奈良の顔を大切にしながら新しく育ちつつある文化の芽を慈しみ、奈良市のアイデンティティを磨き抜いていかなければならない。そして、文化の持つ無限の力を生かすため、すべての営みに美しい文化を育む視点を取り入れ、手を携えて共に歩むことを期するべく、この条例を制定するものである。

#### （目的）

第1条 この条例は、文化によるまちづくりの基本理念を定め、その実現のための施策を市と市民とが協働で推進していくに当たっての基本的な考え方を明らかにすることにより、本市における文化振興施策の総合的な推進を図り、もって地域の個性を生かした活力あるまちづくりに資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「文化」とは、芸術、芸能、伝統文化及び生活文化をはじめ、学術、景観、観光及び市民が主体となって行う生涯学習等を含む創造的な諸活動をいう。

#### （基本理念）

第3条 文化によるまちづくりは、次に掲げる理念を基本として行われなければならない。

- (1) 文化に関する活動を行う者（団体を含む。）の自主性及び創造性を尊重すること。
- (2) 市民すべてが文化を創造し、及び享受する権利を有することを尊重し、その環境整備を図ること。
- (3) 芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にするよう努めること。
- (4) 市の歴史及び風土を反映した特色ある文化の育成を目指すこと。
- (5) 文化活動の内容に介入し、又は干渉することなく、それを尊重すること。

#### （市の責務及び役割）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化によるまちづくりに必要な行政組織を整備し、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、市民の自発的かつ多様な文化活動を尊重しなければならない。

- 3 市は、市民及び民間団体と協働で、文化の振興に努めなければならない。
- 4 市は、文化振興施策に広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 5 市は、市のすべての施策に文化を育む視点を取り入れて、それを推進するよう努めなければならない。

(市民及び民間団体の役割)

第5条 市民及び民間団体は、それぞれが文化の担い手であることを自覚し、その創造、享受及び発信に積極的に努めるものとする。

- 2 市民及び民間団体は、多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めるものとする。  
(財政上の措置)

第6条 市は、文化振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第7条 市長は、文化振興施策の総合的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な指針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民の文化に対する意識の高揚に関すること。
- (2) 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。
- (3) 地域の文化財の保存及び活用に関すること。
- (4) 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。
- (5) 文化を担う人材の育成に関すること。
- (6) 青少年の文化活動の支援に関すること。
- (7) 学校教育における文化活動の支援に関すること。
- (8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。
- (9) 文化に係る交流の促進に関すること。
- (10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。
- (11) 地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。
- (12) 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。
- (13) 人権の尊重につながる文化活動の推進に関すること。
- (14) 文化の振興と経済との連携に関すること。
- (15) 文化活動における情報通信技術の活用の促進に関すること。
- (16) 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。
- (17) 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。
- (18) その他文化の振興に関する重要事項

- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、次条に定める奈良市文化振興計画推進委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(奈良市文化振興計画推進委員会)

第8条 前条第3項に定めるもののほか、文化の振興に係る計画の策定及びその推進のため、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、その権限に属することとされた事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 3 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## ■ 奈良市文化振興計画推進委員会規則（平成19年3月30日奈良市規則第7号）

### （目的）

第1条 この規則は、奈良市文化振興条例（平成19年奈良市条例第20号）第8条第3項の規定により、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### （組織）

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第3条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （庶務）

第5条 委員会の庶務は、文化振興課において処理する。

### （委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成20年3月31日規則第24号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## ■ 奈良市市民文化振興基金条例（平成2年3月27日奈良市条例第6号）

(設置)

第1条 市民文化の向上を目的とする事業の推進に必要な資金を積み立てるため、奈良市民文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条の目的のための寄附金
- (2) 奈良市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、市民文化の向上を目的とする事業の推進に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ■ 文化芸術振興基本法（平成13年12月7日号外法律第148号）

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の关心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する关心及び理解を深めるように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

### （芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

---

---

## 奈良市文化振興計画 (第2版)

平成 年 月

発 行 奈良市  
編 集 奈良市 市民活動部 文化振興課  
〒630-8580  
奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号  
電 話 0742-34-4942

---

---